

たこつぼなわ漁業の許可について

令和3年1月6日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第4条第1項第10号に掲げるたこつぼなわ漁業につき、その許可又は起業を認可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 たこつぼなわ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
伊吹地先海面	5月1日から 1月25日まで	1	伊吹に漁業の根拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年1月6日～同年1月12日

(3) 備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和5年1月25日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - (ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
 - (イ) 使用つぼ数は600個以内のこと。
 - (ウ) 操業区域、期間、つぼ数等については地元又は他組合の同業者あるいは他種漁業者との協定は厳守すること。
 - (エ) 12月以降の漁期中、かきけた網漁業者等関係漁業者から操業についての協定申入れがあった場合はこれに応じなければならない。
 - (オ) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
 - (カ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。
 - (キ) 「フタ」付きたこつぼを使用してはならない。